

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第3号）

令和6年12月13日

|       |                                                    |
|-------|----------------------------------------------------|
| 開 議   | 午前9時30分                                            |
| 日程第1  | 議案第70号 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和6年度岩出市一般会計補正予算第4号)  |
| 日程第2  | 議案第71号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について     |
| 日程第3  | 議案第72号 職員の給与に関する条例等の一部改正について                       |
| 日程第4  | 議案第73号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第5号）                       |
| 日程第5  | 議案第74号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）                 |
| 日程第6  | 議案第75号 令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）                   |
| 日程第7  | 議案第76号 令和6年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                |
| 日程第8  | 議案第77号 令和6年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）                     |
| 日程第9  | 議案第78号 令和6年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）                    |
| 日程第10 | 議案第79号 市道路線の認定について                                 |
| 日程第11 | 議案第80号 和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更について |
| 日程第12 | 発議第1号 国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書の提出について               |
| 日程第13 | 議員派遣について                                           |
| 日程第14 | 委員会の閉会中の継続調査申出について                                 |

○田中議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議案第70号から議案第80号までの議案11件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、発議第1号と議員提出議案につきましては、質疑、討論、採決、それと議員派遣の件及び委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議案第70号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市一般会計補正予算第4号）～

日程第11 議案第80号 和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更について

○田中議長 日程第1 議案第70号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市一般会計補正予算第4号）の件から日程第11 議案第80号 和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更の件までの議案11件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案11件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長、福岡進二議員、演壇でお願いいたします。

○福岡議員 おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

12月5日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第70号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市一般会計補正予算第4号）のほか、議案7件です。

当委員会は、12月9日月曜日、午前9時30分から開催し、総務部門、建設部門の順に審査を実施しました。

議案第70号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市一般会計補正予算第4号）、議案第72号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件、議案第73号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分、議案第77号 令和6年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第78号 令和6年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）、議案第79号 市道路線の認定の件、以上6議

案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第70号は承認、議案第72号、議案第73号の所管部分、議案第77号及び議案第78号は可決、議案第79号は認定しました。

議案第71号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件、議案第80号 和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更の件、以上2議案は、討論の後、賛成者多数で、議案第71号及び議案第80号は可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第70号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市一般会計補正予算第4号）では、開票事務に関して、開票時間短縮の取組は、について。

議案第71号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件では、条例改正に伴う、市長、副市長、教育長及び市議会議員のそれぞれの影響額は。また、全体総額は、について。

議案第72号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件では、管理職員特別勤務手当の改正理由は。また、対象者数は。災害対応時、管理職員以外の職員の手当の算定は、について。

議案第73号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分では、派遣職員給与等交付金について、派遣職員の人数及び派遣先は。また、人事院勧告による交付金の額は市で算定し、派遣先に請求するのか。那賀消防組合負担金について、負担金の額は那賀消防組合が算定し請求されるのか、について。

議案第77号 令和6年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）では、電送サービス手数料を支払う理由は。また、支払い先は、について。

議案第78号 令和6年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）では、質疑はありませんでした。

議案第79号 市道路線の認定の件では、安上32号線付近の開発計画は。安上32号線北側のため池は安全性に問題はないのか、について。

議案第80号 和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更の件では、森林環境税の滞納者数は。また、現状を把握しているのか、について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○田中議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員長、奥田富代子議員、演壇でお願いいたします。

○奥田議員 厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

12月5日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第73号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分のほか、議案3件です。

当委員会は、12月10日火曜日午前9時30分から開催し、厚生部門、文教部門の順に審査を実施しました。

議案第73号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分、議案第74号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第75号 令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第76号 令和6年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上4議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第73号の所管部分、議案第74号、議案第75号及び議案第76号は可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第73号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分では、教育費寄附金について、グランドピアノを購入することとなった経過は。保健福祉センター運営費の修繕料について。多目的トイレの緊急連絡装置の点検はどうするのか。また、今後の対策は。障害児者相談支援事業消費税相当額補償金について、今年度分のみか。それともこれまでの何年分かを含むのか。また、消費税が課税されないとの認識であったのか。保育所一般備品購入費について、防犯カメラの設置目的は。また、私立保育所は設置したいとの申請はないのか。産後ケア事業委託料について、利用者が増えているが、受入れ施設など、運営体制はどうなっているのか。母子保健事業の返還金について、返還金の内容は。また、出生数の推移は。小学校費の工事請負費について。体育館の使用に現状では支障はないのか。また、工事期間中の使用は。市内小中学校の建築年数は。また、年次計画では建替も検討しているのか、について。

議案第74号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第75号 令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第76号 令和6年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）では、質疑はありませんでした。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○田中議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第70号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市一般会計補正予算第4号）の件、議案第72号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件、議案第73号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第5号）の件、議案第74号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件、議案第75号 令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）の件、議案第76号 令和6年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件、議案第77号 令和6年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）の件、議案第78号 令和6年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）の件、議案第79号 市道路線の認定の件、以上、議案9件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案9件に対する討論を終結いたします。

議案第70号及び議案第72号から議案第79号までの議案9件を一括して採決いたします。

この議案9件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は、原案のとおり承認、議案第72号から議案第78号までの議案7件は、原案のとおり可決、議案第79号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第71号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第71号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

人事院勧告は、憲法28条で、全ての勤労者に保障された労働基本権が争議権の禁

止など、不当に制約されている中で、その代償措置として、国家公務員の給与を民間と比較した上で勧告するものです。

今年の人事院勧告は、国家公務員の月給を2.76%引き上げるよう、内閣と国会に求めました。3年連続の引上げ勧告で、2%を超える水準は1992年以来、32年ぶりです。問題だった高卒一般職の初任給が、最低賃金を下回る事態も解消される見込みで、ストライキを含む民間労働者と公務員労働者の連帯した闘いの成果です。

しかし、特別職は、人事院勧告に準じなければならない法的な規定はありません。この議案は、職員と同様に、人事院勧告が出たからと引上げを行うものとなっています。

今の社会状況を見ますと、市民生活においては、物価高騰の影響、経済不況の影響で、いまだに苦しんでいるのが現状だと考えます。収入が激減した方、職を失われた方、給付金や補助金で何とか延命されている事業者等、多くの市民の皆さんが経済的に厳しい状況である中、法的規定にない点において、報酬の引上げを行うことは、市民に理解が得られないと考えます。

よって、この議案には反対といたします。

○田中議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

大上正春議員。

○大上議員 議案第71号 岩出市議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、私は賛成の立場で討論いたします。

本市の議会議員及び特別職の期末手当については、民間の特別給の状況を反映した人事院勧告に準じた条例改正を行っているところであり、経済・雇用情勢等が反映された民間給与実態調査の結果により決定される人事院勧告の民間給与水準に準拠して定めることが、最も適切で合理的であります。

また、過去において、人事院の引下げの勧告にもそれに準じ、条例改正を行っていることから、これまでとの整合性を保つ観点から、人事院の勧告に準じた条例改正を行う必要があります、また、そうすることで市民の理解が得られるものと考えます。

以上述べました理由により、私は本案について賛成といたします。

○田中議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田中議長 以上で、議案第71号に対する討論を終結いたします。

議案第71号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田中議長 起立多数であります。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

議案第80号 和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第80号 和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更について、反対の討論を行います。

この議案は、国の森林環境税について、滞納者に対して回収依頼を行えるように条例を変更するものです。

反対理由の1点目は、森林税そのものが、地方税のように、応益原則、負担分任といった根拠が成立しないものであることです。政府の行政サービスから生じる利益、特に公益と呼ばれる利益については、その規模を金額ではかって示すことができないものであり、税負担を納税者間で分ける際には、応益原則を用いてはならないことが明らかになっています。税を負担できる能力を全く見ずに、一律に負担を課す人頭税であり、ふさわしくない点があること。

2点目は、森林税が何のために増税するのか。増税によって、いかなる政策効果を実現するのか不明確で、国民に対して増税の必要性など、説明責任を果たしていない問題点があること。また、現在、税回収機構においては、全国各地で生活状況を鑑みない強制的な資産売却による取立てや回収が行われてきています。税回収機構に、新たに森林税における滞納処分を可能にする点では、生活困窮者や滞納を余儀なく生活している市民に、新たな犠牲を強いかねない懸念がある点など、条例改定を行うことはすべきではないと考えます。

以上の点を述べて、反対といたします。

○田中議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

中本勸曜議員。

○中本議員 議案第80号 和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更について、賛成の立場で討論いたします。

この議案は、和歌山県下30市町村で組織する一部事務組合の和歌山地方税回収機構が、国税である森林環境税を含む個人市県民税の滞納処分等の共同処理を行うこ

とができるよう、事務及び規約を変更するものです。

必要な変更であると考えますので、私は、本議案について賛成いたします。

なお、本市の滞納事案を和歌山地方税回収機構へ移管することについて批判されているようですが、税負担の公平性の観点から適切であると考えます。

以上です。

○田中議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田中議長 以上で、議案第80号に対する討論を終結いたします。

議案第80号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田中議長 起立多数であります。

よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 発議第1号 国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書の提出について

○田中議長 日程第12 発議第1号 国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書の提出の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発議第1号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

発議第1号 国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書の提出の件に対する討論の通告はありません。

○田中議長 これをもって、発議第1号に対する討論を終結いたします。

発議第1号を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田中議長 起立全員であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議員提出議案は、議長において、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）に提出しておきます。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議員派遣について

○田中議長 日程第13 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第158条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 委員会の閉会中の継続調査申出について

○田中議長 日程第14 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

各委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付の申出書の写しのとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長から申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することに決しました。

~~~~~○~~~~~

○田中議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月17日火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月17日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(9時54分)